

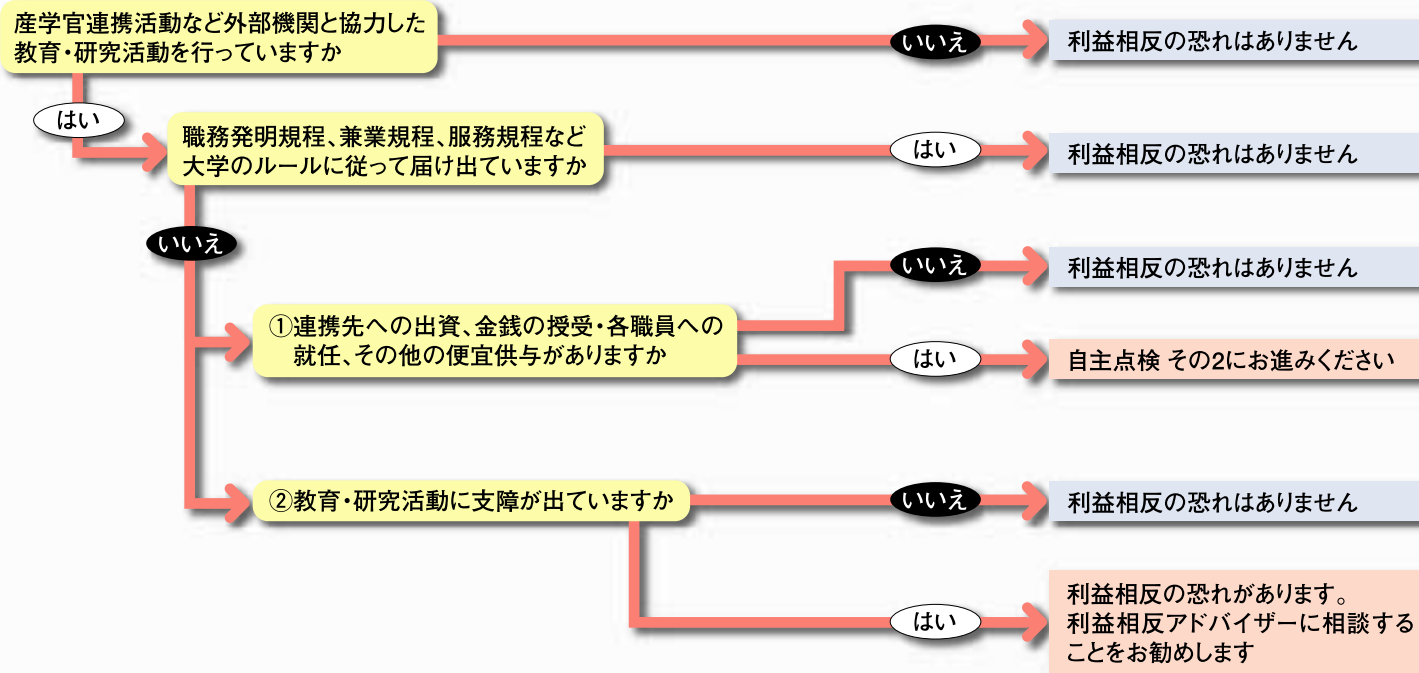
利益相反に関する自主点検について

早稲田大学の教職員等が、**職務発明規程**や**兼業規程**など、大学が定めるルールを踏まずに産学官連携活動などを行い、相手先（**連携機関**といいます）との間で金銭の授受や便宜供与があったり、教育・研究活動に支障が生じたりした場合、大学の利益と教職員個人の利益が対立

する状態（**利益相反**といいます）が生じる恐れがあります。著しい利益相反が生まれると、大学の品位を汚し、教職員個人の名誉も損ないかねません。

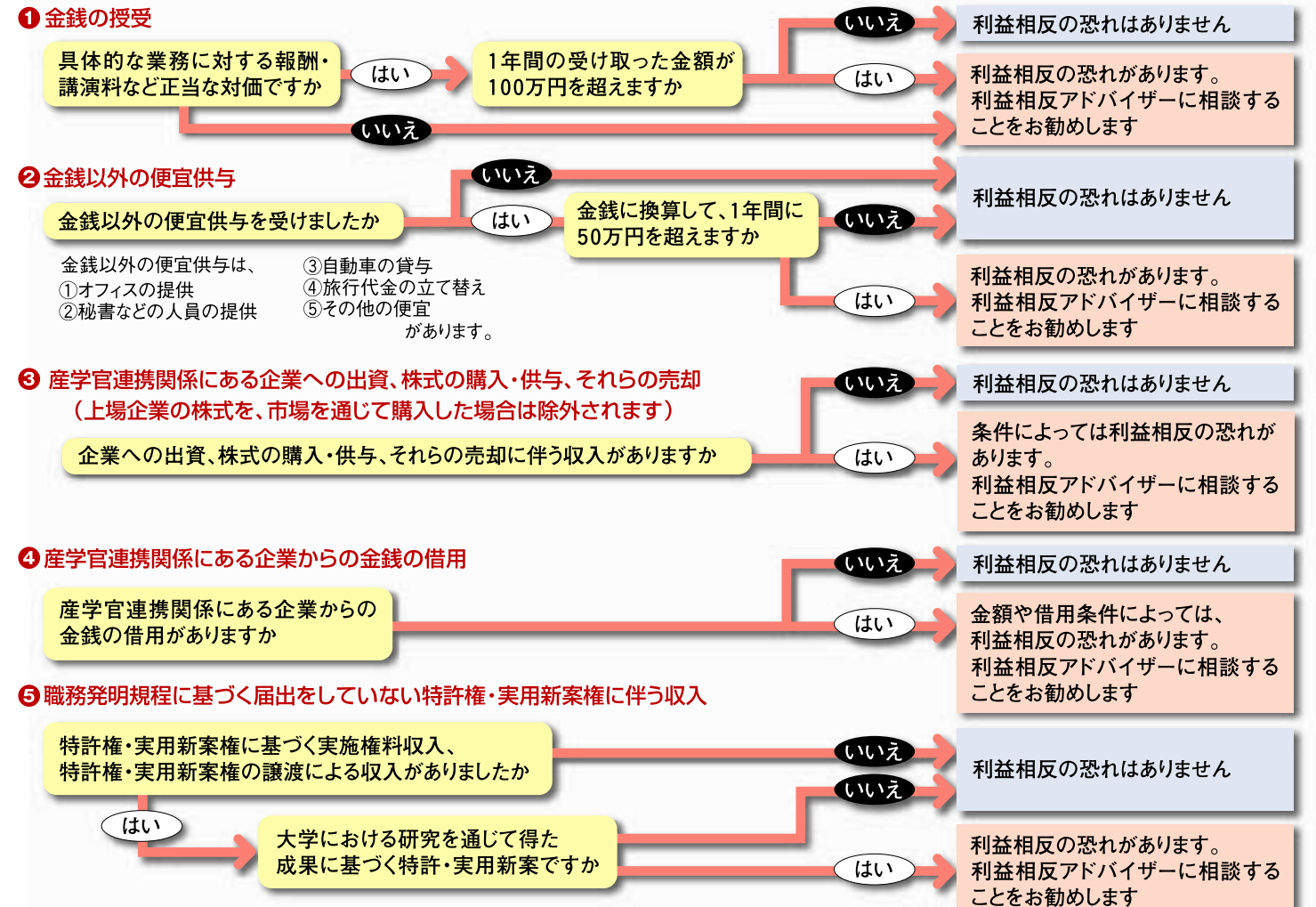
学外との連携活動を行うにあたっては、利益相反状態に陥ることを避けるために、自主点検をお勧めします。

自主点検 その1 産学官連携活動等の有無



自主点検 その2 連携機関からの金銭の授受、その他の便宜供与のある場合（同居の親族も含めて点検してください）

(注1) 仕事の報酬、講演などの対価などによる授受の場合は、1年間の授受の金額が1機関（企業グループは全体で1機関と見なします）あたり100万円以下の場合、利益相反の恐れはありません。
 (注2) 金銭以外の便宜供与の場合は、提供内容が年間に50万円相当以下と見られる場合は、利益相反の恐れはありません。
 (注3) 教職員だけでなく、同居の親族などについても、上記の考え方が適用されます。



(注) 産学官連携活動などに伴う行為で、利益相反の恐れがある代表的な事例は次の通りです。上記の手法に従って、自分でチェックすることが利益相反を防止する最も良い方法です。

【事前の点検が望ましいもの】

- 株式等の出資、取得、保有
- 株式等の売却、譲渡
- ストックオプションの権利行使を含む
- 連携機関からの金銭の借入
- ストックオプションの権利譲受

【事後の点検が望ましいもの】

- 共同研究、受託研究、臨床研究または寄附による研究
- 研究成果である有体物の実施の許諾
- 研究員の受入または教職員等の派遣
- 事業活動について指導もしくは助言
- 特許権等の実施の許諾および譲渡
- 技術評価または技術指導
- 設備の購入または借用
- 事業活動への参画、その他起業支援
- 事務所・住居・車両・人員等の提供